



NISSAY
ASSET MANAGEMENT

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2024.02.16

ニッセイ／シュローダー好利回りCBファンド 2024-03(為替ヘッジあり・限定追加型)

追加型投信／内外／その他資産(転換社債)



本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第369号

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行います]

株式会社りそな銀行

お問合せ ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター **0120-762-506**

9:00~17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ <https://www.nam.co.jp/>

●委託会社の情報 (2023年10月末現在)

| | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| 委託会社名 ニッセイアセットマネジメント株式会社 | 資本金 100億円 |
| 設立年月日 1995年4月4日 | 運用する 投資信託財産の 9兆2,457億円 合計純資産総額 |

●商品分類等

| 商品分類 | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|-------------------|--|------|-----------------|----------------------|---------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉) | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
| 追加型 | 内外 | その他資産 (転換社債) | その他資産 (投資信託証券 (その他資産 (転換社債))) | 年1回 | グローバル (日本含む) | ファンド・ オブ・ ファンズ | あり (フルヘッジ) |

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対応でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ
<https://www.toushin.or.jp/>にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイ／シユローダー好利回りCBファンド2024-03(為替ヘッジあり・限定追加型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年1月31日に関東財務局長に提出しており、2024年2月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者(既にファンドをお持ちの投資者)の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額(便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます)については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊(ファンド掲載名:好利CB2403)および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

投資対象とする「シユローダー先進国好利回りCBファンド2024-03(適格機関投資家専用)」を通じて、日本を含む世界のCB(転換社債)を実質的な主要投資対象とし、安定したインカムゲインの確保および信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

① 日本を含む世界のCB(転換社債)に投資します。

- 「CB(転換社債)」とは、一定の条件で株式に転換できる権利(転換権)のついた債券です。
- 「シユローダー先進国好利回りCBファンド2024-03(適格機関投資家専用)」および「ニッセイマネーストックマザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ*方式により運用を行います。CBの実質的な運用はシユローダーが行います。
※ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。
- 「シユローダー先進国好利回りCBファンド2024-03(適格機関投資家専用)」の組入比率は、原則として高位を保ちます。
・「シユローダー先進国好利回りCBファンド2024-03(適格機関投資家専用)」は、CB以外の債券や短期金融商品へ投資することがあります。

シユローダーについて

- ・シユローダーは、1804年の創業以来、200年を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。英国ロンドンを本拠地とし、幅広い資産運用サービスをグローバルに展開しています。
- ・一貫した投資プロセスと中長期的視点に立った投資判断により、安定的かつ長期的に高い運用成果を上げることをめざしています。

② 信託期間を勘案しつつ、相対的に利回りが高いと判断される銘柄に投資します。

- 原則としてファンドの信託期間(約5年)内に償還日を迎えるCBに投資し、償還日まで保有することを基本とします。
 - ・運用者の判断により、CBの償還日前に売却することができます。
 - ・プットオプション付CBについては、オプションの権利行使日をCBの償還日とみなす場合があります。
- CBの償還金等は、原則として信託期間内に償還日を迎えるCBに再投資します。
 - ・資金動向、市場動向により、CB以外の債券や短期金融商品へ投資することができます。
- 利回りに加え、発行体の信用リスク、流動性などを勘案して、組入銘柄および組入比率を決定します。
なお、信用格付が投資適格未満(BB格相当以下)の銘柄も積極的に組入れます。
 - ・信用格付が投資適格未満(BB格相当以下)の銘柄の組入れが中心になる場合があります。

1. ファンドの目的・特色

ポートフォリオ構築プロセスのイメージ

- シュローダー・グループのCBチームは、経験豊富なプロフェッショナルで構成されます。
- CBへの投資にあたっては、シュローダー・グループの債券アナリストと株式アナリスト双方からの知見をもとに銘柄を厳選し、ファンドマネジャーがポートフォリオを構築します。

マクロ経済環境の分析

- マクロ経済環境の分析
- CBの残存期間（償還日、プットオプションの権利行使日）を考慮

銘柄選択

- CBの利回り水準を重視しつつ、地域配分やセクター配分、発行体の信用リスク、価格水準、残存期間（オプション条項を含む）、株価との連動性等を分析して総合的に銘柄選択

ポートフォリオ構築

- 証券の流動性や取引量を考慮したポジション構築
- トレーダーによる最良執行
- 徹底したリスク管理

・上記ポートフォリオ構築プロセスは、今後変更となる場合があります。

③外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い 為替変動リスクの低減を図ります。

- 原則としてファンドの信託期間（約5年）に応じた長期間の為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減に加え為替ヘッジコストの変動リスクの抑制をめざします。
 - ・「為替ヘッジ」とは、為替変動による資産価値の変動を回避する取引のことをいいます。
 - ・円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合には、ヘッジコストが発生することがあります。
 - ・長期間の為替ヘッジにより、為替変動リスクおよび為替ヘッジコストの変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、金利等の変動により為替ヘッジにかかる評価損益が変動し、基準価額を変動させる要因となります。

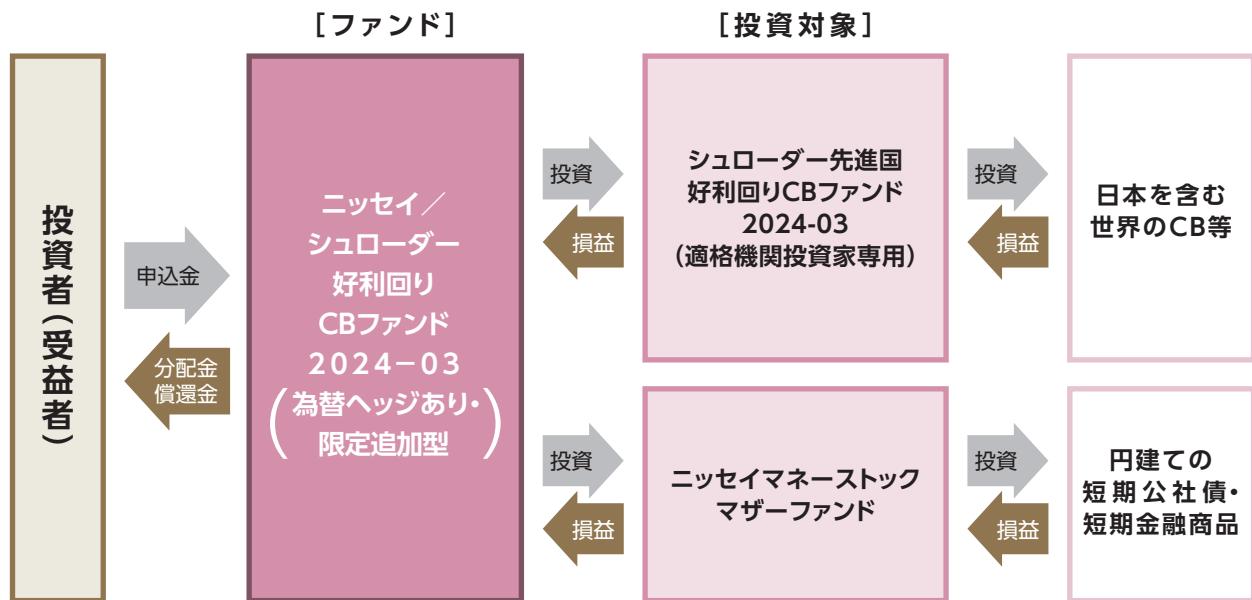
④信託期間約5年の限定追加型の投資信託です。

- 信託期間は、2024年3月18日から2029年3月12日までです。
- 購入の中込みは、2024年4月19日までの間に限定して受付けます。
 - ・「限定追加型」とは、当初設定時から一定期間追加募集を行い、その期間経過後は追加募集をしないタイプの投資信託をいいます。

● ファンドの仕組み

- ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ^{*}方式により運用を行います。

^{*}ファンド・オブ・ファンズとは、投資対象を投資信託証券とするファンドです。



1. ファンドの目的・特色

●投資対象とする投資信託証券の概要

以下のそれぞれの投資信託証券を「指定投資信託証券」ということがあります。

ショローダー先進国好利回りCBファンド2024-03(適格機関投資家専用)

| | |
|---------------|---|
| 投 資 対 象 | 日本を含む先進国※のCB(転換社債)を主な投資対象とします。なお、先進国の国債を保有する場合があります。 また、残存期間の短い債券および短期金融商品等に投資する場合があります。 ※「先進国」の定義は、IMF(国際通貨基金)が定義する先進国・地域の全部または一部、その他、運用委託先(詳細は後述)がこれに準ずると判断する国・地域とします(以下同じ)。 |
| 運 用 方 針 | <ul style="list-style-type: none">●先進国のCBへの投資にあたっては、運用委託先が発行体の信用リスク、価格水準、残存期間等の観点から相対的に利回りが高いと判断するCBに投資します。加えて、投資対象地域の分散を図りながら安定したインカムゲインの確保および信託財産の成長、ならびにポートフォリオへの適合性を勘案して投資対象銘柄を選定します。●原則として、ファンドの信託期間(約5年)内に償還日を迎えるCBに投資し、当該CBの償還日まで保有することとします。ただし、運用者の判断により償還日前に売却することがあります。なお、プットオプション付CBについては、オプションの権利行使日を当該CBの償還日とみなす場合があります。●ファンドの信託期間内に償還日を迎えるCBの償還金等については、新たなCBに再投資することをめざします。ただし、資金動向、市場動向により残存期間の短い債券や短期金融商品等へ投資することがあります。●外貨建資産については、円との間の為替変動リスクの低減を図るため、組入外貨建資産に対して原則として約5年間の長期間での為替ヘッジ(対円)を行います。●運用にあたっては、運用委託先として「ショローダー・インベストメント・マネージメント(スイス)AG」に有価証券等の運用の指図に関する権限を委託します。 <p>資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> |
| 主 な 投 資 制 限 | <ul style="list-style-type: none">●株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。●投資信託証券(上場投資信託証券を除きます)への投資割合は、純資産総額の5%以下とします。●外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。 |
| 決 算 日 | 原則として、12月10日 |
| 信 託 報 酬 | 純資産総額に対し、年率0.5225%(税抜0.475%) (上記「運用方針」に記載の運用委託先に対する報酬は、当該信託報酬に含まれます) |
| そ の 他 の 費 用 | <ul style="list-style-type: none">●組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用／信託財産に関する租税／借入金の利息／監査費用 等 ・これらの費用はファンドからご負担いただいますが、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。●法定書類の作成等の諸費用として、純資産総額に年率0.055%(税抜0.05%)以内の率をかけた額をファンドからご負担いただきます。 |
| 購 入 時 手 数 料 | ありません。 |
| 信 託 財 産 留 保 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額とします。 |
| 繰 上 償 還 | 受益権の口数が50億口を下回った場合等には、ファンドを繰上償還することができます。 |
| 委 託 会 社 | ショローダー・インベストメント・マネジメント株式会社 |
| 受 託 会 社 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |

ニッセイマネーストックマザーファンド

| | |
|---------------|---|
| 投 資 対 象 | 円建ての短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。 |
| 運 用 方 針 | 円建ての短期公社債および短期金融商品に投資し、安定した収益と流動性の確保をめざします。 |
| 主 な 投 資 制 限 | <ul style="list-style-type: none"> ●株式への投資は転換社債の転換等による取得に限るものとし、その投資割合は純資産総額の10%以下とします。 ●外貨建資産への投資は行いません。 |
| 信 託 報 酬 | ありません。 |
| そ の 他 の 費 用 | 組入有価証券の売買委託手数料／信託事務の諸費用 等 なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 |
| 購 入 時 手 数 料 | ありません。 |
| 信 託 財 産 留 保 額 | ありません。 |
| 決 算 日 | 原則として、4・10月の各15日 |
| 委 託 会 社 | ニッセイアセットマネジメント株式会社 |
| 受 託 会 社 | 株式会社りそな銀行 |

● 主な投資制限

| | |
|-------------|-------------------------|
| 投 資 信 託 証 券 | 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |
| 外 貨 建 資 産 | 外貨建資産への直接投資は行いません。 |
| デ リ バ テ ィ ブ | デリバティブの直接利用は行いません。 |
| 株 式 | 株式への直接投資は行いません。 |

!
上記は、当ファンド(ニッセイ／シュローダー好利回りCBファンド2024-03(為替ヘッジあり・限定追加型))における投資制限です。当ファンドは、投資対象とする指定投資信託証券を通じ、実質的に外貨建資産への投資等を行います。

● 収益分配方針

- 分配対象額は、経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
 - 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。
- !
将来の分配金の支払いおよびその金額について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(指定投資信託証券を含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

◎ 主な変動要因

| | | |
|---------------|---------|--|
| CB(転換社債)投資リスク | 株価変動リスク | <p>CBの価格は、転換の対象となる株式等の価格変動の影響を受け変動します。</p> <p>転換の対象となる株式は、国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。一般に当該株式の価格の下落あるいは株式市場の全体的な価格の下落は、CBの価格の下落要因となることがあります。</p> <p>なお、CBの価格は、株式に転換する条件である転換価格を基準として、株式の価格が転換価格より高いほど株式の価格変動の影響を受けやすくなる傾向にあります。一方、株式の価格が転換価格より低いほど市場金利変動の影響を受けやすくなる傾向にあります。</p> <p>CBの発行条件によっては、発行体の裁量により額面相当額の株式で償還される場合があります。額面相当額の株式での償還が発表された場合、CBの価格が下落することがあります。また、株式で償還された場合には、ファンドが当該株式を売却するまでの期間、株式の価格変動の影響を受けることになります。</p> |
| | 金利変動リスク | <p>市場金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともないCBの価格も変動します。一般に市場金利が上昇した場合には、CBの価格が下落します。</p> |
| | 信用リスク | <p>CBの発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、CBの利息(クーポンが0%のCBもあります)や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、CBの価格が下落することがあります。</p> |
| | 為替変動リスク | <p>外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替ヘッジを完全に行うことができるとは限らないため、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、円の金利が為替ヘッジを行う当該外貨の金利より低い場合には、ヘッジコストが発生することがあります。</p> |

| | |
|----------|---|
| カントリーリスク | 外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。 |
| 流動性リスク | 市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。 一般にCBの市場は、上場株式市場や国債市場と比較して、市場規模が小さく、取引量も少ないとから、流動性リスクが高い傾向にあります。 |

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ファンドの投資対象に含まれる信用格付の低いCB(信用格付BB格相当以下のCB)は、より高い信用格付を有するCBに比べ、発行体の財務状況や景気動向等により、CBの価格が大きく変動する可能性、また信用リスクの顕在化にともない債務不履行となる可能性が高い傾向にあります。
- ファンドは、原則としてファンドの信託期間(約5年)に応じた長期間での為替ヘッジ(対円)を行うことにより、為替変動リスクの低減に加え為替ヘッジコストの変動リスクの抑制をめざします。
ただし、当該為替ヘッジにより、前記のリスクを完全に排除できるものではありません。また、金利等の変動により為替ヘッジにかかる評価損益が変動し、基準価額を変動させる要因となります。
- ファンドの信託期間内に償還日(満期償還日または繰上償還日)を迎えるCBの償還金等については、ファンドの信託期間内に償還日を迎えるCBに再投資することをめざします。ただし、当該CBは、当初投資したCBに比べ、利回りが低くなる可能性があります。また、資金動向、市場動向等によってはCBへの再投資ができない可能性があり、その場合には、主に残存期間の短い債券や短期金融商品等に投資します。
その結果、ファンドの償還日が近づくにつれてファンド全体の利回り水準が低下することがあります。
- ファンドが主要投資対象とする「シユローダー先進国好利回りCBファンド2024-03(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。
- 分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 委託会社は2023年10月末現在、ファンドの投資対象であるニッセイマネーストックマザーファンドを他のファンドを通じて実質的に99.9%保有しています。当該保有分は委託会社により換金されることがあります。
- ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。
これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。
- ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ(金融商品取引法第37条の6の規定)の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

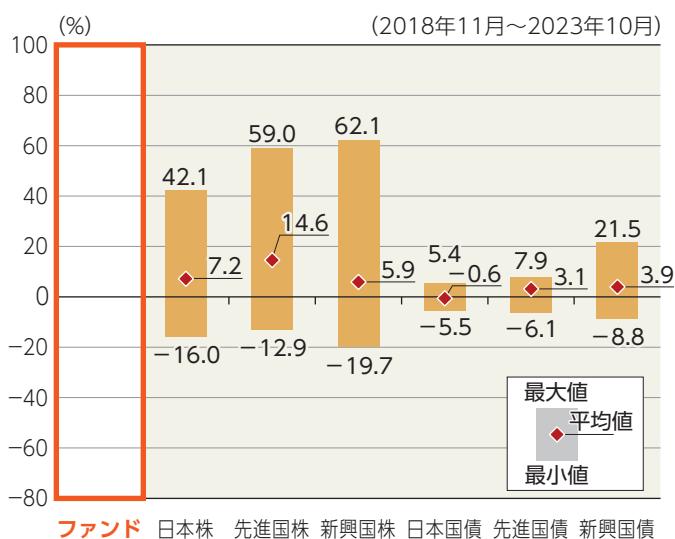
また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



グラフ②は、ファンドおよび代表的な資産クラスにおいて、過去5年の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。ただし、ファンドについては2024年3月18日から運用を開始する予定のため、記載すべき事項はありません。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指標>

- 日本株 … TOPIX(東証株価指数) (配当込み)
- 先進国株 … MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
- 新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
- 日本国債 … NOMURA-BPI 国債
- 先進国債 … FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
- 新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 海外の指標は、「為替ヘッジなし(対円)」の指標を採用しています。

■ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- TOPIX(東証株価指数)の指標値および同指標にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます)の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など同指標に関するすべての権利・ノウハウおよび同指標にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指標の指標値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指標です。同指標に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指標で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3. 運用実績

● 基準価額・純資産の推移

ファンドは、2024年3月18日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 分配の推移

ファンドは、2024年3月18日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 主要な資産の状況

ファンドは、2024年3月18日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。

● 年間收益率の推移

ファンドは、2024年3月18日から運用を開始する予定のため、該当事項はありません。
なお、ファンドにはベンチマークはありません。

■ ファンドの運用実績については、委託会社のホームページで開示される予定です。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

| | | |
|--------|--------------------|--|
| 購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位とします。 |
| | 購入価額 | ①当初申込期間:1口当たり1円とします。 ②継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。 |
| | 購入代金 | 販売会社が定める日までに、販売会社にお支払いください。 |
| 換金時 | 換金単位 | 販売会社が定める単位とします。 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額とします。 |
| | 換金代金 | 換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。 |
| 申込について | 申込締切時間 | 原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付とします。 |
| | 申込不可日 | 申込日または申込日の翌営業日が、次のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付けを行いません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、シンガポール証券取引所、シンガポールの銀行、チューリッヒの銀行 |
| | 購入の申込期間 | ①当初申込期間:2024年2月16日から2024年3月15日まで ②継続申込期間:2024年3月18日から2024年4月19日まで ●2024年4月20日以降は、購入の申込みの受付けを行いません。 |
| | 換金制限 | ありません。 |
| | 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付けを取消すことがあります。 |
| 決算・分配 | 決算日 | 3月10日(該当日が休業日の場合は翌営業日) ●初回決算日は、2025年3月10日とします。 |
| | 収益分配 | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース:税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース:税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。 |

お申込みメモ

| | | |
|----------------|---------|--|
| その他の お申込みメモ | 信託期間 | 2029年3月12日まで(設定日:2024年3月18日) |
| | 繰上償還 | <ul style="list-style-type: none"> ・主要投資対象とする「シユローダー先進国好利回りCBファンド2024-03(適格機関投資家専用)」が存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還します。 ・受益権の口数が50億口または純資産総額が50億円を下回っている場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることができます。 |
| | 信託金の限度額 | 400億円とします。 |
| | 公 告 | 電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.nam.co.jp/)に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。 |
| 課税関係 | | <p>課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。</p> |

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|------------------|--|---|----|-------|------|-------|------------------------------|------|-------|---|------|-------|--------------------------------|--|
| 購入時 | 購入時手数料 | <p>購入申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間:1口当たり1円)に2.2%(税抜2.0%)を上限として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。 | <p>▶ 購入時手数料:購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料</p> | | | | | | | | | | | | |
| 換金時 | 信託財産留保額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.5% をかけた額とします。 | | | | | | | | | | | | | |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 毎日 | 運用管理費用 (信託報酬) | <p>ファンドの純資産総額に年率0.627%(税抜0.57%)をかけた額とし、ファンドからご負担いただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th><th>年率</th><th>役務の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td><td>0.25%</td><td>ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価</td></tr> <tr> <td>販売会社</td><td>0.30%</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価</td></tr> <tr> <td>受託会社</td><td>0.02%</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td></tr> </tbody> </table> <p>・表に記載の料率には、別途消費税がかかります。</p> | 支払先 | 年率 | 役務の内容 | 委託会社 | 0.25% | ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価 | 販売会社 | 0.30% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | 受託会社 | 0.02% | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | <p>▶ 運用管理費用(信託報酬) =保有期間中の日々の純資産総額 ×信託報酬率(年率)</p> |
| 支払先 | 年率 | 役務の内容 | | | | | | | | | | | | | |
| 委託会社 | 0.25% | ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等の対価 | | | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.30% | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価 | | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.02% | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等の対価 | | | | | | | | | | | | | |
| | 投資対象とする指定投資信託証券 | <ul style="list-style-type: none"> ・シユローダー先進国好利回りCBファンド2024-03(適格機関投資家専用) →年率0.5225% (税抜0.475%) ・ニッセイマネーストックマザーファンド →ありません。 | <p>▶ 投資対象とする指定投資信託証券の運用・管理等にかかる信託報酬率</p> | | | | | | | | | | | | |
| | 実質的な負担 | <p>ファンドの純資産総額に年率1.1495%(税抜1.045%)程度をかけた額となります。</p> <p>●上記は目安であり、各指定投資信託証券への投資比率が変動することにより、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は変動します。</p> | <p>▶ ファンドが投資対象とする指定投資信託証券を含め、投資者が実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)</p> | | | | | | | | | | | | |

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

4.手続・手数料等

●ファンドの費用

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | |
|---------------------|--------------|--|
| 毎 日 | 監 査 費 用 | <p>ファンドの純資産総額に年率0.011%（税抜0.01%）をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。</p> <p>▶ 監査費用：公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用</p> |
| 隨 時 | その他の費用・手 数 料 | <p>組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。</p> <p>また、ファンドが「シローダー先進国好利回りCBファンド2024-03（適格機関投資家専用）」を換金する際には、信託財産留保額※をファンドからご負担いただきます。</p> <p>※シローダー先進国好利回りCBファンド2024-03（適格機関投資家専用）における換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.5%をかけた額。</p> <p>なお、投資者が実質的に負担する信託財産留保額は、前記「投資者が直接的に負担する費用」に記載の信託財産留保額となります。</p> <p>▶ 売買委託手数料：有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶ 信託事務の諸費用：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶ 借入金の利息：受託会社等から一時的に資金を借り入れた場合（立替金も含む）に発生する利息</p> |

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

●税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 分配時 | | 換金(解約)時および償還時 | |
|-----------------------|-------------------------------|-----------------------|---|
| 所得税 お よ び 地 方 税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% | 所得税 お よ び 地 方 税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益 (譲渡益)に対して20.315% |

- ・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。